

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 上下水道事業部
令和5年度分 必要に応じて令和6年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和6年度 公営企業会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和6年5月31日～令和6年7月23日 |
| 6 | 監査の結果 | |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

(水道事業)

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

水道料金の過年度未収金は、前年度末と比較して521件の増、909,778円の減であるものの、令和6年3月末現在で4,135件、20,016,425円である。

今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。

(下水道事業)

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

下水料金の過年度未収金は、前年度末と比較して1,240件、12,958,846円のそれぞれ減であるものの、令和6年3月末現在で18,262件、132,025,114円である。

また、受益者負担金の過年度未収金は、前年度末と比較して927,072円の減であるものの、令和6年3月末現在で4,541,517円である。

今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。

(上下水道事業部)

[意見事項]

(1) 交通事故の防止について

令和5年4月から令和6年3月までの間に、公用車の事故が8件発生した。

令和4年度においても6件の交通事故が発生しており、交通事故の防止について、より一層の指導徹底を図られたい。